

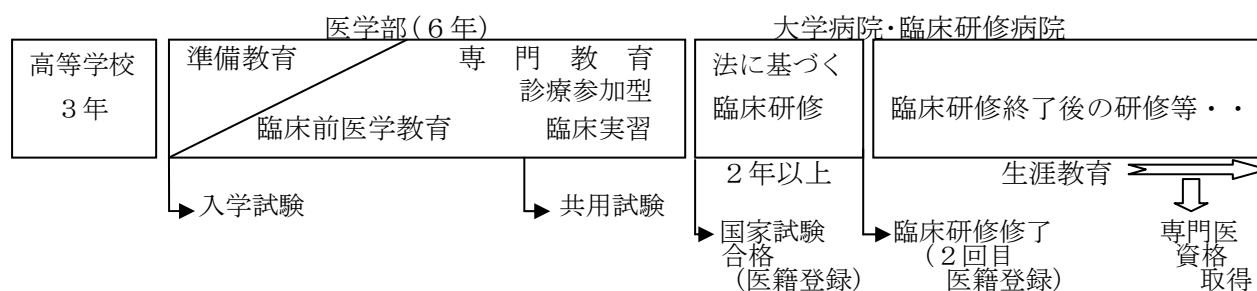
薬剤師実務者について生涯研修必修化のイメージ —医師の卒後研修体制に見習う—

内山 充

薬局または病院で医療実務に従事する薬剤師に対しては、単に薬剤師免許を持つだけで実務に関与しない薬剤師とは異なり、養成理念として大学教育から生涯研修に至る継ぎ目のない一貫した教育体制が必要であることは自明である。しかし、その重要性がいまひとつ具体的に理解されていないように思えてならない。

その主な原因は、わが国では大学を卒業して国家試験に合格すれば、誰でも薬剤師名簿に載る資格を得、次の日から、人の命を預かる医療の場で実務薬剤師として仕事につけることとなっているからではないかと思われる。教育年限が6年になり、6ヶ月の実務実習が必修になったとはいえ、実務の場で薬剤師としての仕事が卒後直ちに完遂できるはずはないし、またそう出来ると考えるべきでないことは、これまでの多くの方が経験してきていることであろう。

一方医師は、法に基づく臨床研修制度が医師法に定められており、それに続く生涯教育も明確に体制付けられている(下図参照、平成16年施行)。



このように、医師では2年以上の臨床研修の修了後に、2回目の医籍登録が行われ、はじめて診療に従事する(実務につく)ことが許される [\(医師法第16条の2\)](#) ということ、どれだけの薬剤師が知っているであろうか。医師は、現実にはその後少なくとも5年程度以上の実務研修を経てようやく診療に従事するのが普通であるとも聞いた。

薬剤師に卒後の研修が必修化されていないのは、薬剤師の実務窓口が広く、一定期間、一定内容の研修を必修にするよりは、卒後自主的研修の充実に任せる方が効果的であるためという考え方もある。いずれにせよ、薬剤師の卒後教育、生涯研修は、全面的にわれわれ薬剤師に任されている状態といえる。

それならば、薬剤師の採用と管理、人事や処遇に権限と責任を持つ薬剤師自身の手によって、所属薬剤師の生涯研修受講と認定の履歴を常に公正に評価し、適格者にのみ妥当な実務に従事する資格を与えるべきではないかと思う。これが [「実質的な免許更新制」](#) となる。実務を離れている薬剤師が実務に戻りたい時は、医師と同様に、生涯研修認定を取り直せばよいことにすればよい。

最後に特記したいことは、医師については、上記平成16年4月に施行された「新医師臨床研修制度」の見直し、早くも同20年9月に始まり、プログラム基準の見直し、受講者のモチベーション維持、学部教育との調整、指導体制格差の是正、研修の質の向上などが議論され、21年度からは実施条件に多様性を持たせた新しい制度に変更され実施されるに至っていることである。国民と医療のために、改めるべきことは遅滞なく検証し修正するこのような姿勢こそ、薬剤師の養成と生涯学習についても大いに見習うべきであると考え。前例や慣習に捉われて改善を怠った制度は、必ずや自壊の道を歩む。

薬剤師は、他の医療職の教育・研修の現状や動向について決して無知、無関心であってはならない。生涯研修記録を活用する [実質的免許更新性](#) について、議論の起こることを待望する。

(2011.8.10)